

助成金をご利用の企業さまへ

研修費用の助成をお考えの場合に、当機構がお出しするものと、進め方

2026 年 9 月 16 日 / 提出：一般社団法人 AI 活用推進機構 代表理事 中村 理

厚生労働省の人材開発支援助成金などを使って、当機構の研修を受けていただくことができます。この紙は、そのために御社と当機構がそれぞれ何をするのかをまとめたものです。

1. はじめに — 役割の分かれ目

申請されるのは御社です。支給されるかどうかを判断されるのは都道府県労働局です。

当機構は訓練を実施した者として必要な書類をお出ししますが、申請の代行および個別のご相談は承っておりません。

当機構が「助成金を受けられます」と保証することはできません。

2. まず 3 つをご確認ください

① 訓練時間	対面の訓練は 1 コース 10 時間以上であることが要件です。当機構のメニューでは次のものが該当します。 ・社内 AI 推進者 育成コース（3 か月）（全 10.5 時間／297,000 円） ・社内 AI 推進者 育成コース（6 か月）（全 18 時間／544,500 円）
② 訓練の内容	受講される方の職務に直結する内容である必要があります。汎用的なプロンプトの作り方や DX の概念にとどまる内容は対象外です（令和 8 年 8 月 3 日改正）。御社の業務に合わせてカリキュラムを組みます。
③ 時期	訓練計画届は訓練開始日の 1 か月前までに提出が必要です。実施後のお申し込みはできません。実施日の 2 か月前を目安にご相談ください。

3. 当機構がお出しする書類

- ・支給申請承諾書（訓練実施者の記名押印） — 厚生労働省の様式に、訓練を実施した者として当機構が記入・押印してお返しします。様式そのものは御社が労働局のページから入手してください。
- ・受講料の内訳 — 訓練に直接要する経費と、それ以外を分けてお出しします。受講料の設定根拠をご説明いただく書類を書かれる際の材料になります。
- ・カリキュラムと時間割 — 実訓練時間が数えられる粒度でお出しします。訓練計画届に添えていただくものです。
- ・受講証明書（修了証） — 受講を修了されたことを証明します。支給申請の際に必要なになります。
- ・請求書・領収書 — 当機構は免税事業者のため区分記載請求書です（登録番号はありません）。経費の内訳を付けてお出しします。

公式様式について支給申請承諾書などの様式は、改正により内容が変わります。当機構で配布すると古い様式をお使いいただく恐れがあるため、お配りしておりません。厚生労働省の申請書類一覧

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1_00011.html）から、最新のものを御社にて入手してください。

4. 進め方

実施日の 2 か月前	当機構へご相談ください（助成金のご利用予定であることをお伝えください）。カリキュラムと時間割、受講料の内訳をお出しします。
実施日の 1 か月前まで	御社から労働局へ訓練計画届を提出されます。当機構の書類を添えてください。
実施	研修を行います。受講状況がわかる記録（出席の記録など）を残します。
実施後	当機構から受講証明書と、経費の内訳を付けた請求書をお出しします。支給申請承諾書に記名押印してお返しします。
支給申請	御社から労働局へ申請されます。期限は労働局にご確認ください。

5. よくある行き違い

- 実施したあとから申請することはできません — 訓練計画届は、訓練開始日の 1 か月前までに労働局へ提出する必要があります（6 か月前から受け付けられます）。当機構へのご相談は、実施日の 2 か月前を目安にお願いします。
- 「AI とは何か」だけの研修は対象になりません — 令和 8 年 8 月 3 日の改正で、生成 AI を利用するための汎用的なプロンプトの作り方を学ぶ訓練や、DX の概念・デジタル技術の概要にとどまる訓練は、助成の対象外と明示されました。「誰が、どの仕事で、どう使えるようになるのか」まで落ちている必要があります。
- 講演・短時間の研修は時間数が届きません — 対面の訓練は 1 コースにつき一定の時間数以上であることが要件です。出張講演（60～90 分）や半日の研修では、この時間に届きません。
- 受講される方の選び方でも対象外になります — 訓練の内容に合わない方を受講者にすると対象外とされます（例：経理業務向けの訓練に営業の方を出される場合）。受講者は訓練内容に沿ってお選びください。
- 支給されるかどうかを当機構は判断できません — 判断されるのは都道府県労働局です。当機構は申請の代行も個別のご相談も承っておりません。制度の内容は年度により変わりますので、必ず労働局にご確認ください。

6. お問い合わせ

一般社団法人 AI 活用推進機構 <https://ai-kikou.or.jp/training/>

ご相談は窓口ページのフォームからお願いします。「助成金の利用を検討している」と一言お書き添えいただくと、時間割と内訳を先にお出しできます。

この紙の根拠厚生労働省 人材開発支援助成金

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html）および同「令和 8 年 8 月 3 日からの変更点について」。2026 年 9 月 16 日時点の内容です。制度は年度により変わります。

以 上